

日本脳炎予防接種についてのお知らせ

副反応への懸念から平成17年度～平成21年度まで、日本脳炎の接種案内を控えていたため、平成19年4月2日から平成21年10月1日生の方の中で、1期接種回数（計3回）が不足している方がおられます。

ご確認ください



- 日本脳炎の接種回数が不足している方は、9歳～13歳までの期間に定期接種できる特例*があります。
- 1期が終了している方は、2期（4回目）の接種が出来ます。

それぞれ接種券を送付しますので、役場健康推進課へご連絡ください。

接種スケジュール

接種回数 (計4回)	接種年齢		接種間隔
	通常	特例	
1期初回 (1・2回目)	6か月～ 7歳半まで	9歳 ～ 13歳 まで	6日以上
1期追加 (3回目)			1期初回終了後 6か月以上
2期 (4回目)	9歳～ 13歳まで		9歳以上で、 1期追加終了後6日以上

- 平成21年から新しいワクチンが使用されています。
- 接種間隔は、かかりつけの医師にご相談ください。

(接種案内の見合わせにより接種機会を逃した方は、残りの回数に応じて接種間隔が異なります。)



日本脳炎はどんな病気？ ～予防接種の必要性～

日本脳炎は、日本にも生息する蚊が人を刺すことによって感染します。主な症状は、高熱、頭痛、嘔吐などに引き続き、意識消失やけいれんなどの脳の障害などで、脳炎を発症した場合には、20～40%が死にいたると言われています。万一蚊に刺されても病気にならないように、予防接種を受けましょう。

※日本脳炎予防接種の特例措置（予防接種実施規則附則第4条）

日本脳炎の予防接種後に、重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年～21年度まで、日本脳炎の予防接種案内を行いませんでした。このため、平成19年4月2日～21年10月1日に生まれた方は、日本脳炎の予防接種を最後まで（全4回）接種しておらず、回数が不足していることがあります。

これを受けて、1期の接種が完了していない場合は、2期の期間（9歳～13歳）に定期接種として無料でその不足回数の接種ができるようになりました。

【問い合わせ先】 北栄町健康推進課 健康づくり推進室 電話 37-5867